

平成28年 杵藤地区広域市町村圏組合議会 2月定例会 会議録第1号						
招集年月日	平成28年2月16日					
招集の場所	杵藤地区広域市町村圏組合議場					
開閉の日時 及び宣告	開 会	平成28年2月16日	午後4時13分	議 長	田口 好秋	
	散 会	平成28年2月16日	午後4時49分	議 長	田口 好秋	
出席議員 欠席議員 出席 ○ 欠席 ×	番 号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
	1番	前田 敏美	×	10番	水川 一哉	○
	2番	末藤 正幸	○	11番	永尾 光次	○
	3番	川原 千秋	○	12番	田中 源一	○
	4番	藤田 洋一郎	○	13番	西原 好文	○
	5番	松尾 勝利	○	14番	田島 健一	○
	6番	徳村 博紀	○	15番	白武 悟	×
	7番	谷口 太一郎	○	16番	岩島 正昭	○
	8番	田口 好秋	○	17番	坂口 久信	○
	9番	梶原 睦也	○			
会議に出席 した者の職 及び氏名	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	管 理 者	小松 政	○	消 防 長	一ノ瀬敏夫	○
	副 管 理 者	樋口 久俊	○	消 防 次 長	森山 正明	○
	事 務 局 長	松尾 和久	○	消防次長兼警防課長	土井 稔康	○
	会 計 管 理 者	村山美智子	○	消防本部総務課長	下村 浩信	○
	事務局次長兼総務課長	中島 剛	○	消防本部予防課長	吉岡 和久	○
	電子計算センター所長	小森啓一郎	○	消防本部通信指令課長	八田 定文	○
	環境施設課長兼 クリーンセンター所長	棚町 信也	○			
	介護保険事務所長兼 総務管理課長	大串 晃	○			
介護保険事務所業務課長	山田久美子	○				
議事日程	別紙のとおり					
会議付議事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

杵藤地区広域市町村圏組合議会 2月定例会

議 事 運 営 事 項

1. 会期日程について

- (1) 会 期 自 平成28年 2月16日 (火) 42日間
 至 平成28年 3月28日 (月)
- (2) 日 程

月・日 (曜)	摘 要
2月16日 (火)	開会・開議 (午後4時) 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案の一括上程 (管理者の提案事項に関する説明) 議案審議 (第1号～第8号議案) (質疑・討論・採決) 散会
2月17日 (水) ～ 3月27日 (日)	休会
3月28日 (月)	開議 (午後2時) 議長報告 議席の指定 追加議案の上程 (管理者の提案事項に関する説明) 議案審議 (第9号～第11号議案・追加議案) (質疑・討論・採決) 閉会

2. 議事日程について

議事日程（第1号）	
平成28年2月16日（火曜日） 午後4時 開議	
日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議案の一括上程（管理者の提案事項に関する説明）
日程第4	第1号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 （質疑・討論・採決）
日程第5	第2号議案 杵藤地区広域市町村圏組合行政手続条例 （質疑・討論・採決）
日程第6	第6号議案 杵藤地区広域市町村圏組合と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約について （質疑・討論・採決）
日程第7	第3号議案 杵藤地区広域市町村圏組合職員定数条例の一部を改正する条例 （質疑・討論・採決）
日程第8	第4号議案 杵藤地区広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例 （質疑・討論・採決）
日程第9	第5号議案 杵藤ごみ処理センターの管理運営に要する経費の負担割合の変更について （質疑・討論・採決）
日程第10	第7号議案 平成27年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3回） （質疑・討論・採決）
日程第11	第8号議案 平成27年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第3回） （質疑・討論・採決）
散 会	

午後 4 時13分 開会

○議長（田口好秋君）

それでは、平成28年杵藤地区広域市町村圏組合議会 2 月定例会を始めます。

本日、1 番前田議員、15番白武議員が欠席であります。

ただいまの出席議員は15名でございます。定足数に達しておりますので、平成28年杵藤地区広域市町村圏組合議会 2 月定例会は成立いたしました。

これより開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。

議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（田口好秋君）

それでは、日程第 1. 会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員として、

2 番 末 藤 正 幸 議員

9 番 梶 原 睦 也 議員

16番 岩 島 正 昭 議員

の 3 名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（田口好秋君）

次に、日程第 2. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日 2 月 16日から 3 月 28日までの42日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から 3 月 28日までの42日間と決定いたしました。

日程第 3 議案の一括上程（管理者の提案事項に関する説明）

○議長（田口好秋君）

次に、日程第3．議案の一括上程であります。

第1号議案から第11号議案までの議案を一括して上程いたします。

管理者の提案理由の説明を求めます。

○管理者（小松 政君）

皆様お疲れさまでございます。本日、ここに平成28年杵藤地区広域市町村圏組合議会2月定例会を招集し、諸案件につきまして御審議をお願いするものでございます。

それでは、今期定例会に提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

提案しております案件は、条例制定2件、条例改正2件、事件決議2件、補正予算2件、新年度予算3件の合計11議案でございます。

第1号議案は、行政不服審査法が52年ぶりに全面改正され、本年4月1日から施行されることとなったことに伴い関係条例を整備するため、条例を制定するものでございます。

第2号議案は、県からの権限移譲が進行する中、本組合としても行政運営における公正の確保と透明性の向上を図る必要があるため、条例を制定するものでございます。

第3号議案は、職員の長期不在による業務の停滞を回避し、住民サービスの低下を招かないようにするため、条例の一部改正をするものでございます。

第4号議案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、条例の一部改正をするものでございます。

第5号議案は、杵藤ごみ処理センターのごみ処理業務の終了に伴い、同センターの管理運営に要する経費について負担割合を変更するものでございます。

第6号議案は、行政不服審査法の改正により行政不服審査会を設置することとなったことに伴い、行政不服審査会の事務を佐賀県に委託したいので、議会の議決をお願いするものでございます。

第7号議案及び第8号議案の2議案は、平成27年度一般会計及び介護保険特別会計の補正予算で、主に事業の確定、決算見込みに基づき予算の調整を行うものでございます。

第9号議案から第11号議案までの3議案は、平成28年度の一般会計及び特別会計の当初予算であり、当組合の事業計画や財政計画を踏まえながら、効率的かつ効果的な広域行政の推進を図るため、適正な予算編成に努め、提案いたすものでございます。

なお、詳細につきましては、議案審議の際、それぞれ御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

日程第4～第6 第1号議案～第2号議案・第6号議案

○議長（田口好秋君）

次に、日程第4．第1号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、日程第5．第2号議案 杵藤地区広域市町村圏組合行政手続条例、日程第6．第6号議案 杵藤地区広域市町村圏組合と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約についての3議案を一括して議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○事務局長（松尾和久君）

第1号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について御説明いたします。

議案書1ページから4ページ、議案説明資料のほうは1ページから9ページでございます。

議案説明資料の1ページをごらんください。

この条例は、行政不服審査法が平成26年6月13日に全部改正されたことに伴い、杵藤地区広域市町村圏組合情報公開条例及び個人情報保護条例に規定されている不服審査制度の手順等について、改正法との整合性を図るため、関係条例を整備する条例の制定をお願いするものです。

改正法において、従来の不服審査制度と大きく異なる点は、公正性及び客観性を高めるため、処分に関与しない職員が審理すること、また、第三者機関による点検を行うことの2点でございます。

議案説明資料の例規案の概要の5番、その他参考事項のところでお示ししておりますように、網かけの部分ですね、審理員と行政不服審査会、ここの部分が新たに導入された制度でございます。

なお、本組合での情報公開制度及び個人情報保護制度における不服審査体制でございますが、構成市町から御推薦いただきました委員で構成される合議制の附属機関である情報公開・個人情報保護審査会で審査していただく体制をとっています。このことから、改正法による審理員や行政不服審査会の機能は既に有しており、公平性、客観性は担保されていると考え、審理員による審理を経て行政不服審査会に諮問する手続について、適用除外とする規

定を定めるものです。

ほか、現行法における不服申立の種類が、異議申立と審査請求に分かれていましたが、審査請求に一元化されたことから、不服申立の用語を審査請求に改正します。

また、「不服申立人」を「審査請求人」に、「決定及び裁決」を「裁決」に改正するもの
でございます。

議案書の1ページをお願いいたします。

第1条は情報公開条例の一部改正で、2ページ中段でございますが、第2条が個人情報保護条例の一部改正でございます。

3ページの下段になりますが、附則で、この条例の施行期日及び経過措置を定めております。

以上で第1号議案についての説明を終わります。

続きまして、第2号議案 杵藤地区広域市町村圏組合行政手続条例について御説明いたします。

議案書の5ページから16ページ、議案説明資料は10ページから24ページでございます。

この条例は、行政手続法第46条の規定に基づき制定するものです。組合においても、申請に対する処分や不利益処分等、行使する機会が増しており、平成28年4月1日から介護保険法に基づく介護サービス事業所の指導監督権限が佐賀県から移譲されるに当たり、行政手続の公平性の確保と透明性の向上について明確にする必要があるために、条例の制定をお願いするものでございます。

その内容でございますが、議案書の5ページをごらんください。

第1章では、この条例の目的、用語の定義、適用除外項目について、総則に関する事項を規定いたしております。

7ページをお願いいたします。

第2章では、申請に対する処分について、その迅速かつ透明な処理を確保する観点から、1つ目に、申請に関する審査基準及び標準処理期間を定め、公にしておくこと。2つ目として、申請が到達したときは遅滞なく審査を開始し、形式上不都合なものがあっても、速やかに申請者に応答すること。さらに3つ目として、申請により求められた許認可等を拒否する場合には、その理由を示すこと等、手続についての規定をいたしております。

議案書8ページをお願いいたします。

第3章では、不利益処分に関する規定の部分でございまして、行政運営における公正性の確保を図るとともに、処分の相手方の権利・利益の保護を図る観点から、1つ目として、不利益処分とするかの判断の基準を定め、公にしておくよう努めるとともに、2つ目に、不利益処分をしようとする場合には、相手方に意見陳述の機会を与えるなどの手続について規定いたしております。

議案書13ページ中段をごらんください。

第4章では、行政指導について、その透明性及び明確性を確保する観点から、基本原則及び方式を明らかにいたしております。

15ページをお願いいたします。

第5章では、処分等の求めについて、住民が法令違反等をしている事実を発見した場合に、行政に対し適正な権限行使を促すための手続について定めています。

第6章では、届出の本来の法的性格を明らかにすることにより、届出に関する不適切な取扱いを防止し、その公正な処理の確保を図ることにいたしております。

附則では、この条例の施行期日及び経過措置を定めております。

なお、今回の行政手続条例案につきましては、武雄市行政手続条例を参考とさせていただきましたので、議案説明資料のほう、10ページから24ページになりますが、これは武雄市条例との対照表を資料としてつけているものでございます。

以上で第2号議案について説明を終わります。

最後に、第6号議案 杵藤地区広域市町村圏組合と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約について御説明いたします。

議案書の30ページでございます。

なお、議案説明資料は44ページにその概要を掲載いたしております。

平成28年4月から、改正行政不服審査法が施行され、不服申立については審査庁が請求者と処分庁の主張を審理して裁決していましたが、改正後は処分に関与しない者が審理し、行政不服審査会に諮問・答申の上、裁決するようになります。この行政不服審査会の設置が義務づけられました。

行政不服審査会の設置については、単独設置、地方公共団体の共同設置及び他の団体に事務を委託する方法とございますが、当組合といたしましては、不服申立の事案等多く見込まれない状況ですので、係る事務を佐賀県に委託したいと考えています。

つきましては、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の第3項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

委託に関する規約には、同法第252条15のほうに定めるべき事項が決められております。委託する地方公共団体及び委託を受ける地方公共団体、委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法、事務委託に要する経費の支弁の方法、ほか委託事務に関して必要な事項というふうなことでございます。

30ページ、議案のほうでございますが、佐賀県と協議をした中での御提案というふうなことでございます。

施行日を28年4月1日としております。

以上、第6号議案についての説明を終わりました。

以上で第1号議案、第2号議案及び第6号議案の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田口好秋君）

これより3議案に対する質疑を一括して行います。

なお、質疑をされる場合は議案番号を言ってから質疑を行っていただきますようお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

討論ありませんので、討論を終わります。

採決いたします。採決は議案ごとに行います。

第1号議案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

異議ないものと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第2号議案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

御異議ないものと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第6号議案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

御異議ないものと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決いたしました。

日程第7 第3号議案

○議長（田口好秋君）

次に、日程第7. 第3号議案 杵藤地区広域市町村圏組合職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○事務局長（松尾和久君）

第3号議案 杵藤地区広域市町村圏組合職員定数条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の17ページをお願いいたします。

なお、議案説明資料の25ページに新旧対照表を掲載いたしておりますので、御参照いただきたいというふうに思います。

職員定数につきましては、平成18年、消防職員の大量退職による業務の停滞を回避する等の目的で制定した杵藤地区広域市町村圏組合職員定数条例の特例に関する条例が平成28年3月31日をもって失効します。

消防職員の大量退職の期間は終わりましたが、今後も定年退職者は、数名ずつではありますがございます。また、数年後には佐賀県消防学校への職員派遣も発生しますことから、業務の停滞等を招かない体制を確保するため、定数外の職員について規定をお願いするものでございます。

内容は、定数に含まない職員として、他の地方公共団体へ派遣された職員及び消防職員のうち職員となった日から1年を経過しない職員ということで規定するものでございます。

なお、附則において、改正後の条例は平成28年4月1日から施行するものとしております。

以上、第3号議案についての御説明でございます。よろしく御審議賜りますようお願いい

たします。

○議長（田口好秋君）

これより議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

質疑がありませんので、質疑を終わります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

討論を終わります。

採決いたします。

第3号議案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

御異議ないものと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決いたしました。

日程第8 第4号議案

○議長（田口好秋君）

次に、日程第8．第4号議案 杵藤地区広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○消防長（一ノ瀬敏夫君）

それでは、第4号議案について御説明申し上げます。

議案書の18ページから28ページ及び議案説明資料の26ページから42ページに掲載しておりますが、議案説明資料の26ページの例規案の概要をごらんいただきたいと思います。

今回、御審議をお願いいたします本組合火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が平成27年11月13日に公布されましたことに伴い、火災予防条例（例）の一部が改正されましたことを受け、本組合の火災予防条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、別表第3に、グリドル付きこんろ及び入力が5.8キロワット以下である電磁誘導加熱式調理器を追加し、あわせて既定の表現を整理するものでございます。

また、施行期日を平成28年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、議会の審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田口好秋君）

これより議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

質疑がありませんので、質疑を終わります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

討論なしと認めます。討論を終わります。

採決いたします。

第4号議案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

御異議ないものと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決いたしました。

日程第9 第5号議案

○議長（田口好秋君）

次に、日程第9．第5号議案 杵藤ごみ処理センターの管理運営に要する経費の負担割合の変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○事務局長（松尾和久君）

第5号議案 杵藤ごみ処理センターの管理運営に要する経費の負担割合の変更について御説明いたします。

議案書のほう、29ページでございます。

議案説明資料は、43ページに平成元年から市町ごとのごみ搬入量状況を掲載いたしておりますので、御参照お願いしたいと思います。

平成27年度をもってごみ焼却業務が終了し、今後は埋立最終処分場の整地整備及び水処理施設の維持管理等が業務の中心となります。

ごみ焼却業務の終了に伴い、杵藤ごみ処理センターの管理運営に要する経費の負担割合で定めている投入量について、今後はごみ搬入がないことから、投入量を累計搬入量割と変更するものでございます。

議案説明資料の43ページの表をごらんください。

市町ごとに、左から元年度から10年度までの10年間の累計、11年度から20年度までの累計、平成21年度から27年度まではそれぞれの年度の搬入量でございます。

そして、累計の欄が平成元年から27年度までの累計搬入量でございまして、累計搬入量の割合は、表の右端のとおりでございます。この負担割合の適用を平成28年度分からお願いするものでございます。

以上、第5号議案について御説明でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田口好秋君）

これより議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

討論がないので、討論を終わります。

採決いたします。

第5号議案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

御異議ないものと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決いたしました。

日程第10～第11 第7号議案～第8号議案

○議長（田口好秋君）

日程第10. 第7号議案 平成27年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3回）、日程第11. 第8号議案 平成27年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第3回）の2議案を一括して議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○事務局長（松尾和久君）

それでは、私のほうから第7号議案 平成27年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3回）について御説明いたします。

第7号議案の予算書の1ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正及び地方債の補正を行うものでございます。まず、第1条で定める歳入歳出予算の補正について御説明いたします。

今回の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ304万1千円を減額し、予算の総額を38億8,966万9千円とするものでございます。

主な内容について御説明いたします。

予算書の5ページの次のページから掲載しております補正予算説明書(3)ページをお開きください。

まず、歳入について申し上げます。

1款. 分担金及び負担金の補正は、社会保障・税番号制度対応システム改修費負担金において、システム改修委託料の確定に伴い減額するものでございます。

5款の繰入金では、職員退職手当基金において、当初予算では葬斎事業分を繰り入れすることといたしていましたが、4月の人事異動により対象者が管理職、クリーンセンターの所長となりましたので、ごみ処理センター費への組み替えが必要となったものでございます。

また、消防分では11名が退職予定でございますが、そのうち一般行政職の俸給表4級以上の格付者については、適用する給料表の変更、これは国の俸給表から佐賀県の俸給表に変わっておりますが、これによって給料が下がっておりますので、その分減額となったものでございます。

7款. 組合債は、110万円を増額いたしております。消防救急デジタル無線整備に伴う通信指令システム改修業務委託料について、緊急防災・減災事業債の対象と判明したことに伴い、170万円を追加し、高規格救急自動車については、入札減に伴い60万円を減額しています。

ここで、補正予算書第2条で定める地方債の補正について御説明いたします。

補正予算書の4ページ、5ページをお開きください。

まず、5ページの変更内容ですが、限度額5,430万円を3,100万円減額し、2,330万円とするものです。本年度の起債の目的の欄は、消防施設事業債（施設整備事業債）としています。水槽付消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車の更新事業に係る起債として予定していたものですが、9月に起債に係る同意協議書を佐賀県に提出した際、現在の議決内容では施設整備事業債は同意できるが、一般事業債分は借り入れ同意ができないとの回答でありました。

したがいまして、今回の補正において一般事業債分を減額変更し、4ページでございますが、追加として一般事業債3,040万円の追加補正をお願いするものです。あわせて、先ほど歳入7款・組合債で申し上げましたように、消防救急デジタル無線等整備事業、緊急防災・減災事業債として追加をお願いするものでございます。

予算説明書の(3)ページにお戻りください。

8款・諸収入、1目・衛生費雑入の補正は、杵藤クリーンセンターくず鉄売払料について、当初予算において、杵藤クリーンセンター費では歳入歳出ともに通年予算で組んでいたことによるもので、予定どおり佐賀県西部広域環境組合のごみ処理センターが平成28年1月から稼働となりましたので、以降のくず鉄売り払いは見込めませんので減額するものです。

8款・諸収入、3項・受託事業収入、1目・受託事業収入は、介護予防支援計画作成費支払事務受託事業収入について、受託件数の増を見込んでいるものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。(4)ページからになります。

今回の歳出の補正は、事業費の確定や今後の執行見込額に基づく補正を行っております。

補正の主なものについて御説明いたします。

(5)ページをお願いいたします。

まず2款・総務費、2目・電算センター費の472万4千円の減額補正は、電算センター費、人件費の減によるものでございまして、これは平成27年7月より職員12名体制から11名体制としたことのほか、7月の定期異動により職員平均年齢が下がったことによるものでございます。

なお、13節・委託料で、システム改修委託料として172万8千円を増額計上いたしております。これはマイナンバー制度に伴うもので、国の中間サーバーと市町を連携させるため、L G W A N回線に接続するV P Nという装置を電算センターに一括まとめて装置するための

費用でございます。ほかは入札減などの事業費の確定に伴う減額となっております。

(6) ページをお願いいたします。

4 款. 衛生費でございます。衛生費における 1 目. ごみ処理センター費の 3 節. 職員手当等の増、それと(7) ページ、2 目. 葬斎公園費の 3 節. 職員手当等の減は、歳入の 5 款. 繰入金で申しましたように、4 月の人事異動によるものでございまして、退職手当のほうを葬斎公園費からごみ処理センター費へ組み替えたものでございます。ほか、入札等事業費確定などに伴う補正でございます。

(8) ページをお願いいたします。

5 款. 消防費、1 目. 常備消防費での補正は、給料で498万 2 千円の増、手当で412万 9 千円の減、共済費で482万円の減で、主に人件費の増減によるものでございます。

2 目. 消防施設費では、入札減に伴う委託料の減で、主には13節. 委託料での消防本部・武雄消防署統合庁舎実施設計業務委託料の入札減1, 508万円でございます。

(9) ページになります。

7 款の予備費についてですが、今回の事業費目ごとの減額補正した額につきましては、歳入補正額との調整の上、予備費に組み替えを行っております。この予備費につきましては、27年度決算余剰金として28年度へ繰り越して、8 月の補正で28年度の構成市町の負担金の調整財源としていく予定でございます。

以上で一般会計補正予算（第 3 回）についての説明を終わります。

○介護保険事務所長（大串 晃君）

第 8 号議案 平成27年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第 3 回）について御説明申し上げます。

議案書 1 ページをお開きください。

第 1 条第 1 項、歳入歳出それぞれ 2 億6, 324万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を169 億6, 964万 8 千円とするものです。

補正内容の御説明は、補正予算説明書により御説明申し上げます。

(3) ページをお開きください。

歳入から御説明申し上げます。

2 款. 分担金及び負担金につきましては、歳出の保険給付費、地域支援事業費及び事務費の決算見込みにより、構成市町からの負担金を減額するものです。

4 款. 国庫支出金につきましても、歳出の保険給付費、地域支援事業費の決算見込みにより、国庫負担金、国庫補助金を減額するものです。社会保障・税番号制度システム整備に係る補助金につきましては、追加で計上するものです。

(4) ページをお開きください。

5 款. 支払基金交付金、6 款. 県支出金につきましては、歳出の保険給付費、地域支援事業費の決算見込みにより減額するものです。

次に、歳出を御説明申し上げます。

(5) ページをお願いします。

総務費につきましては、(5) ページから (7) ページに記載しております。人件費、認定審査会委員報酬、認定調査委託料、主治医意見書記載料及び事務費を決算見込みにより減額し、社会保障・税番号システム構築のための中間サーバー等の購入費等を新たに計上するものです。

(7) ページをお開きください。

2 款. 保険給付費につきましては、保険給付費全体で 2 億 5,011 万 3 千円を減額するものです。サービス利用者は増えているものの、介護報酬改定により伸びが抑えられたため減額するものです。

(8) ページをお開きください。

4 款. 地域支援事業につきましても、構成市町の地域包括支援センターに委託しています介護予防事業、包括的支援事業の実績見込みにより減額するものです。

(9) ページをお願いします。

5 款. 基金積立金につきましては、介護報酬改定により保険給付費の伸びを抑えられたことにより、基金に積み立てるものです。

7 款. 諸支出金につきましては、過年度分に係る保険料還付金の実績見込みにより増額するものです。

以上で第 8 号議案 平成 27 年度介護保険特別会計補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（田口好秋君）

これより 2 議案に対する質疑を一括して行います。

なお、質疑をされる場合は、一般会計・特別会計名を言ってから質疑を行っていただきま

すようお願いいたします。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

質疑がないので、質疑を終わります。

一括して討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決いたします。採決は議案ごとに行います。

第7号議案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

御異議ないものと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第8号議案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

御異議ないものと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明17日から3月27日までの40日間は休会とし、次の会議は3月28日午後2時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。議事進行についての御協力まことにありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後4時49分 散会